

海津市子ども食堂協賛店支援協力金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、海津市子ども食堂協賛店支援協力金（以下「協力金」という。）に関し必要な事項を定めることにより、子どもへの食事提供、孤食の解消、食育、地域交流の場など地域福祉を推進し、もって子ども、子育て家庭とのつながりを構築することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 協力金の交付対象者は、社会福祉法人海津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する海津市子ども食堂支援事業に賛同し、中学生以下の児童・生徒に対し、安価に食事を提供する海津市内に店舗をかまえる飲食店（弁当販売店を含む。）とする。

(定義)

第3条 前条における安価とは、市価の半額以下の価格とし、500円を超えない範囲内で交付対象者が決定する。

(食事提供時間)

第4条 子どもに食事を提供する時間は、岐阜県青少年健全育成条例第28条の規定により午後10時までとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではない。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、交付対象店舗につき年間3万円とし、海津市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が予算の範囲内で定めた額とする。

(交付申請)

第6条 協力金の交付を受けようとする者は、海津市子ども食堂協賛店支援協力金交付申請書兼請求書に必要書類を添付し、会長に申請しなければならない。ただし、当該年度終了まで3か月を有しなければならない。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、協力金を交付することが適当と認めた場合は、海津市子ども食堂協賛店支援協力金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(協力金の交付時期)

第8条 会長は、交付決定後速やかに、協力金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第9条 会長は、協力金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、又は既に交付した協力金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。

(2) その他不適当と認められる事実があつたとき。

(本会の責務)

第10条 本会は、広報紙及びホームページに子ども食堂協賛店を掲載するなど積極的に広く市民に知らせ、理解や協力を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。